

独自

経済安保法の原案、懲役2年以下の罰則も 企業や研究者らが対象

有料会員記事

2022年2月6日 5時00分



経済安全保障推進会議で発言する岸田文雄首相。右は小林鷹之経済安保相=2022年2月4日午前8時33分、首相官邸、上田幸一撮影

岸田政権が目玉政策に掲げる「経済安全保障推進法案」の原案が明らかになった。サイバー攻撃への備えや先端技術の流出防止を徹底するため、民間企業や研究者らを対象に「2年以下の懲役」などの罰則が盛り込まれている。経済界や与党の一部から国の関与が強まることを懸念する声もあり、今後の協議で内容が修正される可能性がある。

原案は全7章、98条からなる。国民生活や経済に必要な重要物資を安定的に確保するサプライチェーン(供給網)の強化、サイバー攻撃に備えた基幹インフラの事前審査、先端技術の官民協

力、特許非公開の4本柱で構成され、それぞれに罰則が盛り込まれた。1日にとりまとめた政府の有識者会議の提言には、罰則の具体的な内容は記されていない。

基幹インフラでは、サイバー攻撃を受ける懸念のある外国製品が重要設備に使われていないか、国が事前審査をする。対象として電気、ガス、石油、水道、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港の14分野が明記された。事業者については、主務大臣が省令で定める基準に沿って指定する。放送については「放送法に規定する基幹放送を行うもの」が対象でNHKや民放も含まれる見通しだ。

これらの企業が重要なシステムを導入する際、設備の概要や部品、維持・管理の委託先など「導入計画書」を主務大臣に届け出ることを義務づけ、政府が審査する仕組みだ。審査期間は原則30日間とする。

原案によると、事業者が「導入計画書」を届け出なかったり、虚偽の届け出をしたりした場合、「2年以下の懲役か100万円以下の罰金」となる。政府がリスクがあると判断して、計画の変更や中止などの勧告後、命令をしたにもかかわらず、従わない場合も同様の罰則となる。

サプライチェーンの強化では...

この記事は  **有料会員記事** です。残り890文字 **有料会員**になると続きをお読みいただけます。

[今すぐ登録\(1カ月間無料\)](#) [ログインする](#)

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.